

令和2年6月

村長施政方針

丹波山村

令和2年6月丹波山村議会定例会・施政方針

本日は、令和2年6月丹波山村議会定例会を招集しましたところ、議員全員のご出席をいただきありがとうございます。

令和2年丹波山村議会6月定例会の開会の冒頭におきまして、丹波山村としての「新型コロナウィルス感染症に対するこれまでの取り組みと今後の対処方針」及び

関係各位の皆様のご協力によってここに策定されました「丹波山村第5次総合計画」の概要を申し述べさせていただき村議會議員各位及び村民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症に伴う村の対応及び今後の対処方針ですが、

昨年11月に中国武漢市における原因不明の入院患者から新種のコロナウイルスが特定されたされたことに端を発した新型コロナウイルス感染症は、世界的大流行となり、私たちの生活を一変させています。

世界での感染者数は700万人を超え、40万人以上の方が亡くなっています。日本においても1万7千人以上の方が感染し、900人以上の方が亡くなっています。

4月7日には、東京、神奈川、大阪など7都府県に緊急事態宣言が発令され、4月19日には全国すべての都道府県に拡大されました。

このような中、小中学校の休校、温泉施設などの公共施設の休業を始め、4月25日からは、道の駅

駐車場をはじめとする村内の公営駐車場を閉鎖いたしました。

また、村内の観光事業者の皆様へは、観光協会を介して営業自粛の協力要請をさせていただきました。

観光立村を標榜し、観光客の受け入れに絶好の季節を迎える中での要請でしたが、村民及び事業者の皆様の健康と感染防止を最優先に考え決断いたしました。

協力要請に応じていただきました事業者の皆様には心から御礼申し上げます。

山梨県における緊急事態宣言は、5月14日に解除され、様々な活動が徐々に開始されました。首都圏では、宣言が継続されていることから当村では、首都圏に併せて自粛を継続することいたしました。

その間、夏まつり及び鮎まつりなどのイベントのほか、中学生の海外派遣事業も中止することを決断いたしました。

そのような中、国からも様々な支援対策が打ち出されました。中でも、全世帯に一律一人10万円を支給する、特別定額給付金について、村では、4月中に申請書を配布し、5月1日から申請を受け付け、5月7日には山梨県内でトップを切って給付を開始いたしました。

一方、休業を余儀なくされている村民や事業者に對し、どのような支援策があるか様々な角度から検討し、実施するとともに、新たな支援策につきましても実施に向けた準備を進めております。

既に実施した具体的な例ですが、村民に対しましては、「株式会社QOLたばやま」と協力し、5月12日から緊急事態宣言に伴う自粛期間中、「コロナに負けるな！夕食宅配サービス」を

村内全世帯対象に行い、5月12日から5月31日までの20日間に1380食を宅配させていただきました。

また、自粛期間中に収入減となった村民や、休業を余儀なくされた事業者の皆さんの負担を軽減すべく、3月分から6月分までの上下水水道料金を免除させていただきました。

次に、観光事業者に対しましては、自粛休業中の旅館及び飲食店等に声掛けさせていただき、村内6事業者に「コロナに負けるな！夕食宅配サービス」の夕食提供を担っていただきました。

また、5月1日には、「新型コロナウイルス感染症に伴う融資支援利子補給金交付要綱」を制定し、新型コロナウイルス感染症を原因とする融資を受ける際に、適用対象条件を満たすことだ出来ない事業者のために、村が利子を負担する利子補給要綱を施行しております。

次に、農業者に対しましては、直売所が閉鎖されて出荷ができないことに鑑み、株式会社QOLたばやまの協力を得て、5月16・23日の土曜日に、丹波中学校において「朝市」を開催いたしました。

また、鳥獣防護柵周辺の草刈りやつる切り作業は、農業者自身が行っておりましたが、コロナ対応で休業中の事業者にそれらの業務を委託し、農業者の負担を軽減していただいております。

次に、休校している小中学校の児童生徒への支援ですが、タブレット端末を利用した「リモート授業」の環境を整備し、5月20日からは、リモート授業を開始いたしております。

今後は、コロナウイルス感染症により落ち込んだ村内事業者の景気対策事業として、「プレミアム商品券」を発行することや、購入した村内の空き家を避

難場所として活用する際に、避難者の感染防止に配慮した改修、食品ロスを最小限にするための冷凍装置や配送車の導入も予定しております。

緊急事態宣言は、5月25日をもって全面解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の第2波に対する警戒を緩めるわけにはいきません。

村民の皆様の健康と感染防止に留意しつつ、今後もその時点で必要となる様々な支援策を講じてまいります。

これらの支援策には多額の経費が必要となります
が、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充てるとともに、夏まつりなどの中止によ
って不要となる予算を活用いたします。

また、今議会に提案しております、私を始めとす
る、副村長、教育長の報酬カット分も財源に活用し
たいと考えております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症が早期に終息し、平穏で活気のある日常が一日も早く取り戻せるよう努力してまいります。

次に、「丹波山村第5次総合計画」についてです
が、

私は、ちょうど1年前の6月、村民の皆様から
第39代丹波山村長としてご信任いただき、この一
年村政発展のため、全力を注いでまいりました。

初議会となる昨年6月議会定例会において、
「安心・安全な村づくりに努めること」
「活気ある、賑やかな村づくりを推進すること」
「教育環境を整えること」
「福祉と健康づくりを支援し、支え合いの村づくりを
進めること」の4本の柱を努力目標に掲げ、所信を
述べさせていただきました。

折しも、令和元年度は、「丹波山村第5次総合計画」
及び「第2期まち・ひと・しごと創生・総合戦略」を
策定することとなっていましたことから、1年をか
けて、私の考え方や、私の掲げた努力目標を計画に盛

り込む作業を重ねるとともに、村民、議員及び全国各地の有識者で構成された未来会議の皆様にも貴重な意見を頂戴し、計画の取りまとめを行って参りました。

その後、審議会の皆様のご意見、村民の皆様からのパブリックコメントを経て計画の策定に至りました。

ここに、村民参加のもとに丹波山村らしい自治を前進させ、新たな未来につなぐ村政運営を進めるため、私の任期中に実現を目指す、「丹波山村第5次総合計画」を説明させていただきます。

まず、基本構想の理念及び将来像を

「^{えにし}縁めぐる里 丹波山村」と掲げました。

丹波川の清流は都市部へうるおいをもたらし、豊かな緑や空気は都市のオアシスとして、憩いや癒しを提供し続けてきました。

また、豊かな自然環境を介した多様で広いつながりは、これからのもらづくりの^{いしづえ}礎となるものであり、内外の人の^{えん}縁、地域コミュニティ、観光交流、食、

インターネットを通じた情報の輪など、村をめぐる様々な「ご縁」は、今後も本村存立の大きな基盤となるものです。

こうした背景を踏まえ、これからも丹波山村がいきいきと存在し続けるため、本計画の推進を通じためざすべき将来像について、『縁めぐる里 丹波山村』として掲げ、人、もの、情報など、さまざまな縁が行き交う、みんなのふるさとづくりをめざします。

次に基本計画の説明に入りますが、施策の章ごとに柱を掲げましたので、各施策の基本方針とその代表的な取り組みを説明させていただきます。

まず、第1章「活力とにぎわいのある村づくり」の内、「農林業の振興」の基本の方針ですが、農林業基盤の整備や生産体制の強化を図るとともに、担い手の育成や経営の安定に向けた支援をおこな

います。また、観光事業との連携を強化し、農林業の活性化を目指します。

村の資産である豊かな自然環境を適切に保全するとともに、地域の活力源として有効活用し、次代へと継承していきます。そのため、舞茸、キノコの安定供給や、村の看板商品としての育成強化、加工、販売、飲食メニュー化等、6次産業化を推進するとともに、木材の活用など、豊かな森林資源の地産地消・特産化に向けた取組みを進めてまいります。

そのための主な具体的な施策ですが、「農林業生産基盤の整備」として、森林資源を増やすため、資源を提供する側と求める側を結び付け円滑に循環させるための拠点、村ではこれを「森林銀行」と呼ぶこといますが、森林銀行の設立を推進し、6次産業化等も踏まえた木材の積極的な活用などを通じ、地域固有の資源である丹波山の森林を広くブランディングしてまいります。

「農林業経営や生産体制の強化」の主な施策として、鳥獣被害対策とあわせて、平成30年度から指定管理者制度を導入したジビエ関連の特産物の研究・開発に努めるとともに、村内の間伐材の有効な利活用による幅広い林産物品の商品化を図ります。

「観光事業との連携強化」の主な施策として、6次産業化の視点も踏まえつつ、農作物加工施設及び直売所の計画的な整備・改修を進めるとともに、観光と連携した農林業の活性化に努めます。

また、村の特産品及び農林産物などの販路拡大のためネット販売システムを検討し、導入と、道の駅等での直販やふるさと納税の返礼品などによる農産物の販路拡大を目指します。

次に「商工業の振興」の基本の方針ですが、商工会等と連携して、各種補助制度の利用促進や研修会の充実など、経営基盤の強化を支援し、商工業の

活性化を図ります。

また、増え続ける空き家を利用した新しい商業施設の整備や、本村ならではのモノづくりを推進するとともに、サテライトオフィスなどを活用した新たな企業の誘致に努めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「地域商業の振興」として、IT機器の活用や情報化時代に対応した合理化と効率化の推進を支援するとともに、高齢者や買い物に出かけることが困難な方を支援するための取組みを検討します。

また、道の駅直売所や温泉施設内の売店を充実させ農産物や加工品の販路の形成・拡大を目指します。

「地域工業の振興」の主な施策として、森林資源等を活用した新たなモノづくりに取り組む起業者の育成や企業との交流機会の創出のための取組を支援するとともに、地域間での交流活動や異業種交流等を通

じて情報収集に努め、新たな優良企業の誘致に向けた取組みを検討します。

「丹波山のモノづくりの推進」の主な施策として、農産物加工グループの特產品開発や商品化に向けた活動等に情報提供を図りながら販路の拡大を支援するとともに、木工品の生産、加工、販売に至る一貫した事業組織体の設立を支援します。

次に「観光の振興」の基本の方針ですが、観光基盤の整備及び各種施設の充実を図るとともに、受け入れ体制の整備や交流企画の充実に努めます。そして、魅力ある観光地として情報発信機能を強化し、交流人口の拡大をめざします。

そのための主な具体的な施策ですが、「観光基盤の整備」として、街並み景観に配慮した新庁舎建設事業

を進め、併せて丹波宿再生事業を推進します。

また、老朽化した七ツ石小屋及び雲取山周辺の環境整備を併せて検討するとともに、丹波川漁業協同組合の活動を支援し、鮎ブランドの周知・浸透など、釣漁業の振興に努めます。

さらに、第二源泉を活用したにぎわい拠点の形成を推進し、雲取山への山岳レジャー需要の取り込みや、第一・第二の湯めぐり散歩といった、滞在・周遊等の広がりある多様な来村需要を喚起してまいります。

「観光拠点の整備」の主な施策として、観光振興に向けた機動的な取組みをおこなう法人設立等を通じ、観光協会と連携して、道の駅観光案内所における案内やPR活動の強化を図ります。

また、民営化された「道の駅」、「のめこい湯」について、引き続き村の重要な観光資源として、サービス充実を促進するとともに、団体ツアーの集客に向けた広報活動の展開を進めるとともに、「川の駅ゾーン

ングプロジェクト」を通じた、村営つり場周辺施設の改修を実施するなど、周辺環境の充実を図ります。

「交流企業の充実」の主な施策として、地域の伝統行事の継承と観光化を進め、広く地域文化にふれる機会を創出するとともに、鮎まつりなど観光型イベントの拡充を図り、通年型の観光交流地域への転換を目指します。

また、企業の森での交流企画やエコツアーなど、森づくりと観光を組み合わせた自然体験型交流イベントの実施やインストラクターの育成を図り、受け入れ体制の整備を進めるとともに、村民が地域に誇りを持ち、地域全体で観光客をおもてなしする心の醸成に努めます。

「新たな観光産業の創出」の主な施策として、丹波山村キャラクター「タバスキーグッズ」や「狼グッズ」など継続した開発・販売を進めるとともに、狼伝

承、将門伝説など新しい観光資源を開発します。

ふるさと納税等も含め、ＩＴ活用などによる通信販売の推進に向けて、ネットショップへの出店等を検討します。

第2章「自然と調和した安心の村づくり」の内「自然と調和した土地利用」の基本の方針ですが、本村の豊かな自然を保全しながら、魅力ある生活環境を目指し、計画的な土地利用を図ります。

また、定住人口の増加を見据えた居住環境の整備、村の中心地の再整備を進めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「計画的な土地利用の推進」として、

農地については、優良農地の保全に努めるとともに、クラインガルテンの活動を充実させ、新しい栽培作物の検討等遊休農地等の有効利用を検討します。

森林については、水源のかん養などの公益機能を維

持する森林の保全を図るため、作業道の新設・延長を検討します。

企業の森の協力事業者やNPO団体等の関連団体とさらなる連携による適切な森林の整備・管理、森林や農地等の有効な利活用に努めます。

「緑の空間の整備」の主な施策として、豊かな自然を活用した公園利用に向け、丹波地区の水源公園整備計画を進めるとともに、各地区で憩うことができる場としての公園施設の改修、整備、維持管理に努めます。

「居住環境や公共施設の整備」の主な施策として、移住希望者及び山村留学世帯等人口動向等を勘案しながら、公営住宅の確保を検討します。

また、老朽化した村役場の建替え等、行政拠点機能の充実に向けた整備を推進するとともに、公共施設等の用地確保を進め、人口増や就労の場の確保に努めます。

「中心地の形成」の主な施策として、行政や商業の中心地区の環境整備を継続して推進するとともに、「丹波宿の再整備」を進めるとともに、公共施設整備にあたっては、タバスキーおよび新たにシンボルとして加えた「狼」を有効に活用します。

次に「道路・交通網の整備」の基本の方針ですが、産業及び生活の基盤となる広域・村内主要道路の整備に努めます。また、身近な生活道路の整備を推進するとともに、生産性の向上に向けた農道・林道の整備を進めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「国道・県道整備の促進」として、主要道路である国道411号の拡幅・直線化に伴うトンネルや橋の架け替え事業を国・県とともに進めるとともに、近隣自治体と連携し、県道上野原丹波山線の国道路格上げと拡幅の促進及び丹波山、小菅間を結ぶ今川峠の拡幅・トンネル整備を

国・県に要請してまいります。

「村道及び農道・林道の整備」の主な施策として、村民の安全や利便性を重視し、村道の舗装工事や岩盤吹きつけなどの防災工事等の整備・維持管理に努め、歩道、標識、カーブミラー、防犯灯等の安全施設の設置による安全な道路環境づくりとともに遊歩道、散策道及び登山道を整備し、維持管理を進めます。

また、東京都と連携を図りながら、林業の促進をめざすため、村内で広域的に林道・林業専用道・森林作業道の整備を進めます。

「交通機関の充実」の主な施策として、バス会社と協議を進め、観光シーズンにおけるバス運行回数の増便を要請するとともに、丹波山村と甲州市間のバス運行の実現について検討します。

また、自家用車有償旅客運送事業いわゆる「村民タクシー」の運転者登録の確保と効率的な運用を目指します。

次に「水道・下水道の整備」の基本の方針ですが、

安全で安定的な水の供給と適切な水道事業の運営に努め、あわせて、下水道の整備・維持管理に努めるとともに、村民の水道事業及び水質保全への理解・意識啓発に努めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「簡易水道の整備と運営の強化」として、水道施設の点検・維持管理及び長期的安定的な水の供給を考慮した計画的な施設更新を図るとともに、表流水から地下水への移行を検討しながら、定期的に丹波簡易水道取水口の整備を実施するとともに、災害時の水の確保に適切に対応できる体制づくりに努めます。

「水源の確保と水質保全」の主な施策として、保之瀬滝口水源とぬくいど水源の統合に向けた配管工事の完了を踏まえ、インターネット回線を使用した水質

検査システムの維持管理に努め、残留塩素値、水量、透明度等の検査精度の向上など安心できる水道水の供給を図ります。

「下水道事業の推進」の主な施策として、丹波山浄化センター及び下水道施設の計画的補修を実施し、施設保全のための整備と維持管理に努めるとともに、河川の水質保全に向け、生活排水に対する村民の理解を深めるための啓発活動を進めます。

次に「自然環境保全・ごみ処理体制の充実」の基本の方針ですが、

本村の豊かな自然環境を守る活動を積極的に展開するとともに、水や緑と身近にふれあうことができる環境づくりを進めます。また、広域での連携によるリデュース・リユース・リサイクルいわゆる 3R の推進等、循環型社会づくりに努めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「自然にやさしいふるさとづくり」として、

公共施設へのクリーン・エネルギーの使用や省エネエネルギー型設備のモデル的導入・利活用を図り情報提供等により普及を促進するとともに、費用や効果、先行事例を十分に検討し、水力や太陽光、風力など自然を利用したエネルギー対策を推進します。

また、企業の森の活動を通して、村外の人々の協力を得ながら丹波山の自然環境を守る活動を進めます。

「一般廃棄物処理の推進」の主な施策として、近隣自治体と連携して、ごみの適正な処理を推進するとともに、広域での処理体制の充実を図るとともに、ごみの減量、分別、リサイクルの推進および負担の公平化などを目的にごみ収集に要する費用の有料化を検討します。

「環境美化の推進」の主な施策として、環境教育や啓発活動を推進するとともに、地域ぐるみでの清掃活動や沿道緑化、花いっぱい運動を進め、住民意識の高揚を図るとともに、年3回の環境美化清掃活動を地区別の実施とするなど、さらなる効果的な実施体制づくりに取り組むとともに、道路や河川等については、各種団体と連携し、清掃活動を実施していきます。

次に「地域防災の推進」の基本の方針ですが、防災意識の高揚に努めるとともに、自然災害の防止に向けた対策の推進及び村民や関係団体と協力して防災体制の強化を図ることにより、災害に強い村づくりを目指します。

そのための主な具体的な施策ですが、「治山・治水・河川整備の推進」として、急傾斜地崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険地、山地災害危険地区への対策を推進し、堰堤等の整備による災害防止に努めます。

また、山地災害や河川氾濫の未然防止のために植林などの継続的な森林保全対策や水路、河川の清掃を進めます。

「防災意識の高揚と防災訓練の充実」の主な施策として、害に強い村づくりに向け、実情に合わせて地域防災計画を見直し、地域防災体制の強化を図るとともに、建替え事業が進む役場庁舎は、防災の拠点として位置づけ、防災機能の充実を図ります。

また、高齢者世帯等災害弱者に対しても安全確保ができるよう、日常から情報周知、支えあいの環境づくり等に努めるとともに、村民が安全に避難できるよう、緊急時の情報提供体制を整備し、防災マップ・防災マニュアル等の整備・充実を図ります。

「防災・救急体制の整備と施設の機能充実」の主な施策として、

新庁舎の整備等を通じ、防災機能の向上、強靭化を

図るとともに、計画的に公共建築物の耐震化を推進するとともに、個別住宅の耐震診断や耐震改修に対する支援をおこないます。

消火栓や防火水槽の定期点検を推進するとともに、消防施設や車両等の充実を図り、併せて、水利の確保等についても、実際の利用を想定しつつ、安定確保に向けた検討を進めます。

また、有事の際に向けた情報網整備やドローン活用等、新しい形の防災環境づくりに取り組むとともに、地域防災の拠点、村民の避難場所及び災害備蓄倉庫としての機能ならびに村民のコミュニティの場としての施設を整備します。

次に「交通安全・防犯対策の充実」の基本の方針ですが、交通安全施設の整備や活動の強化を図り、交通事故のない村づくりを目指します。また、地域ぐるみで犯罪の防止に向けて取組み、安全に暮らせる環境の整備に努めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「交通安全施設の整備と活動の推進」として、歩道やガードレール、カーブミラー、標識、照明等の交通安全施設の定期的な点検・管理やパトロールを強化し、景観計画に基づく標識等の見直しを検討するとともに、交通安全施設の整備を県に要望し、誰もが安全に通行できる村内環境の整備に努めます。

「地域防犯体制の強化」の主な施策として、通学路に「子ども110番の家」の設置協力を要請し、声かけ運動やスクールガードの実施など、地域で協力して子どもの安全確保を図るとともに、地区からの要望や必要箇所の把握などにより、防犯灯の計画的な設置・修繕を進めます。

また、空き家・廃屋の調査をおこない、管理・指導体制を強化することにより、防犯への対応や有効利用を検討し、景観形成への活用に努めます。

「安全な消費生活の推進」の主な施策として、消費者を取り巻く様々な犯罪から村民を守るために、防災行政無線等による情報提供等、啓発活動を進めるとともに、村民が被害を受けた場合の「消費生活相談窓口」の設置及び関係機関と協力して相談体制の確保に努めます。

第3章 育みと伝承の村づくりの内「学校教育の充実の基本の方針ですが、

次世代を担う子どもたち一人ひとりが自ら進んで考え、判断し、表現できるよう、学力・体力の向上や社会性・道徳性などを備えた豊かな心を育てることが大切です。そのため、少人数校の特性を活かした学校教育を推進し、個性や能力を發揮し、のびのびと育ち学ぶことができる学校教育の充実に努めます。また、安全で快適な教育環境を目指し、施設の充実やきめ細かな教育環境の整備を進めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「学校教育内容の充実」として、新学習指導要領に則り、基礎的な学力の確かな定着と、生きる力、考える力を育む学習指導方法の工夫・改善に努め、学校教育の充実を図ります。

情報化社会への対応を見据え、情報教育を推進するとともに、ALTによる学習の実施等、外国の言語や文化に親しむ機会を充実し、国際理解教育の充実に努めます。

「学校教育環境や施設の整備」の主な施策として、きめ細かな指導を実現するため、教職員の確保に努めるとともに、児童・生徒の悩みや不安を解消するため、臨床心理士・スクールカウンセラー等を活用したほっとサポート事業を推進します。

また、小中連携をより一層推進させ、保育の連携を含めたより村にふさわしい方法を模索し、安全な学校

園拠点ですべての子どもが学べる具体的な方策の検討を進めます。

自然環境を活用した体験学習等を通して子どもの豊かな心を培うとともに、丹波山村の環境を活かした「山村親子留学制度」のPR活動を進め、「里親留学制度」についても検討を進めます。

「学校給食や学校保健の充実」の主な施策として、食に関する正しい知識の習得や食習慣の形成のため、学校給食の充実を図るとともに、生産者と連携し地元農産物を使った学校給食などによる食育を進めます。

「青少年育成環境と推進体制の整備」の主な施策として、家庭でのしつけなど、青少年の健全育成における家庭の役割についての情報提供・啓発を推進し、家庭教育を支援するとともに、有害図書やインターネット普及に伴う有害情報など、青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化活動を進めます。

次に「生涯学習・生涯スポーツの振興」の基本の方針ですが、

村民が学習活動やスポーツに親しみ、心身ともに健康で生きがいを持って豊かな人生を送ることができるように生涯学習・生涯スポーツの充実を推進するための環境や推進体制の整備に努めるとともに、団体等の自主的な活動や指導者育成等の支援をします。

そのための主な具体的な施策ですが、「生涯学習推進体制の整備」として、生涯学習の村づくりを推進するため、丹波山村教育ビジョンに基づく生涯学習の推進に努めるとともに、生涯学習の推進にあたっては、先進地の事例等情報収集をおこない、民間の意欲や活力を促進しつつ、団体・サークル活動の自主的な運営を支援します。

「生涯学習施設の整備」の主な施策として、学校の

一般開放や各種公共施設などの既存施設を有効に活用し、生涯学習の場を提供します。

また、村民の活発な活動や多様なニーズに対応するため、先進地の事例等情報収集を行い、視聴覚教材等の設備の充実に努め、利用しやすい環境を整えます。

「生涯学習事業の充実」の主な施策として、地域の伝統文化を後世に残し、ふるさとの良さを伝えるため、文化財保存会等の文化団体の活動を支援するとともに発表機会等の提供に努め、組織や人材の育成を図るとともに、本物体験等、芸術文化の高揚を図る講座・教室の開講や文化講演会・展示会等の実施など、村民が芸術文化に触れる機会を提供します。

また、大学生のゼミ合宿の誘致と丹波川流域の学校や自治体との交流を推進します。

「生涯スポーツ施設の整備」の主な施策として、村民グラウンドや村民プールなどのスポーツ施設の計

画的な整備・改修に努めるとともに、小・中学校の校庭及び体育館を広く地域に開放する他、既存施設の有効利用を図ります。

「生涯スポーツの充実」の主な施策として、村民体育祭を始め、多くの村民が参加しやすいスポーツイベントの開催など、身近にスポーツに親しむことができる機会を創設するとともに、周辺自治体とのスポーツ大会の実施など、広域的な交流を進め、スポーツ活動の活性化を図ります。

また、スポーツ推進委員の研修会参加等により、資質の向上を図り、住民ニーズに対応できる指導体制の充実と指導者の育成に努めます。

次に「歴史の保全と文化活動の推進」の基本の方針ですが、

本村の歴史や文化を伝えるため、文化財の保存や伝統芸能の伝承に努めます。そのため、村民が身近に親

しむことができる場や機会を確保し、文化活動の活性化を目指します。

そのための主な具体的な施策ですが、「文化の伝承と保存」として、貴重な財産である村の文化財を火災等の災害から守るために、防災訓練等を計画的に実施するとともに、村民が地域の歴史や文化にふれる場や機会を確保し、天然記念物や文化財・伝統文化への愛護思想の高揚を図ります。

「郷土芸能、伝統技術などの継承」の主な施策として、地域のイベント等を通して、地域の伝統文化を広く伝えることにより、観光と連携した村づくりを進め、小・中学校の児童・生徒の参加によるささら獅子舞の伝承教育等、地域文化に親しむ機会を充実し、伝統文化を継承する活動の支援をおこなうとともに、後継者の育成・人材の発掘に努めます。

「文化施設の充実」の主な施策として、文化の学習拠点である郷土民俗資料館の展示資料の充実を図るとともに、運営方法等を検討し、村民や来訪者が広く親しむことができる環境の整備に努めます。

第4章 健康でふれあいのある村づくり内「保健医療の充実」の基本の方針ですが、

健康に関する情報提供の充実及び各種団体の活動を支援し、地域全体の健康づくり活動を進めます。また、医療機関との連携のもと、村民の医療ニーズに対応する医療体制の強化・充実を図ります。

そのための主な具体的な施策ですが、「健康づくりの推進」として、健康増進計画及び食育推進計画に基づいた着実な取組みと計画の定期的な進捗管理、見直しを行うとともに、広報やイベントなどを通して健康に対する意識啓発を図り、地域全体の健康づくり活

動を進めます。

また、社会福祉協議会と連携しながら、保健師による訪問指導を実施し、生活状況や健康状態に応じた生活習慣の改善、指導活動の強化を図ります。

「保健事業の充実」の主な施策の基本の方針ですが、検査機関及び診療所との連携を強化することにより、健康診査及び健康相談の充実、受診率向上を図り、疾患の早期発見に努めるとともに、特定健診や人間ドック等への補助の充実と受診率の向上に努めます。

また、感染症に関する知識の普及・情報提供を強化するとともに、予防接種台帳をもとに接種率向上に取組み、感染症予防対策を進めます。

「医療体制の強化」の主な施策として、地域ケア会議等を通じ医療・保健・福祉の連携を強化することにより、地域に密着した医療を推進するとともに地域での身近な医療機関として、医科・歯科診療所の充実を

図ります。

また、地域外の医療機関と連携し、多様化する村民の医療ニーズに対応する体制の強化に努めるとともに、救急キットの活用や行政職員等のAED講習など、消防署との連携強化により救急医療体制の充実を図ります。

「国民健康保険制度の推進」の主な施策として、関連法の動向等を踏まえ、今後も広報等により、国民健康保険制度に関する意識啓発を図るとともに、相談窓口を充実します。

次に「地域福祉の推進」の基本の方針ですが、

誰もが安心して心豊かに暮らせる村づくりを推進するため、村民の福祉意識の啓発に努め、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。また、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を深め、サービス供給体制の充実に努めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「福祉意識の啓発」として、地域で互いに支え合う体制づくりを推進するために、学校教育や社会教育の場において、福祉に対する意識啓発に努めるとともに、広報等を通じて、ボランティア活動や各種福祉施策等に関する情報発信をおこないます。

「地域福祉活動の充実」の主な施策として、社会福祉協議会の取組み内容の充実を促進するとともに、委託事業の拡充とマンパワーの充実を検討するとともに、地域福祉活動の中心となる社会福祉協議会及びボランティア団体等の活動を支援するとともに、拠点づくりや研修機会の拡充、人材の養成に努めます。

次に「高齢者福祉の充実」の基本の方針ですが、住み慣れた地域で、高齢者が健康で生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、関係機関と連携して高齢

者を支えていく村づくりを進めます。

また、介護サービスの質の向上と基盤整備に努めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「高齢者の生きがいづくりと社会参加」として、生きがい活動の場の提供など、高齢者の健康で豊かな生活の実現をめざした老人クラブへの参加を促すとともに、活動しやすい環境の整備を行い活動を支援するとともに、スポーツやレクリエーションなどのイベントを通じて、子どもと高齢者の世代間交流や地域の高齢者相互の交流事業を進めます。

また、要支援・要介護認定となる前の高齢者を対象に、介護を必要としない生活を送れるよう長寿時代に適した生活習慣の普及・啓発を進めます。

「生活支援サービスの充実」の主な施策として、

高齢者の見守りや声かけ等、地域全体で高齢者を支えていく体制づくりを進めるとともに、認知症サポーター養成講座の実施等、介護予防や認知症予防

に向けた関心喚起や情報共有を進めるとともに、こうした人材の活用・スキルアップに努めます。

また、ヘルパー等の訪問体制を充実するとともに、在宅療養者の訪問看護の導入を検討し、充実に努め、判断能力が十分でない高齢者が安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用支援による権利擁護を進めます。

「介護サービスの充実」の主な施策として、広報やパンフレット等を活用し、介護保険制度の周知と効果的な利用を促すとともに、介護サービスに関する情報提供や総合的な相談体制を強化し、一人ひとりの状態に合ったサービスを提供できるよう努めます。

介護事業者との連携を強化し、質の良い介護サービスの提供に努めるとともに、ケアマネジャーの資格取得者の確保や人材養成を積極的に進めます。

また、福祉施設への入所を望む待機者の把握に努

めるとともに、広域的な連携による施設の情報提供の充実を図ります。

次に「子育て支援体制の充実」の基本の方針ですが、安心して子どもを産むことができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりをめざして、子育て家庭を支援します。また、相談体制の充実や交流の場の提供など、地域ぐるみで子育てを進めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「出産・子育て支援の充実」として、妊娠・出産経過や新生児の成長の様子など、母子の健康づくりを支援するため、保健師による妊婦・新生児訪問を実施するとともに、子育てクラス等の実施により、就学前の乳幼児や親同士の交流・情報交換の場を提供します。

保健・医療機関等と連携して、子どもの心身の健やかな成長をサポートする体制を整備するとともに、子育てに関する悩みや不安を軽減するための相談窓口

の充実を図ります。

「保育サービスの充実」の主な施策として、保育所環境の充実のため、保育所の修繕や備品等の計画的な維持管理に努めるとともに、保護者の就労や疾病などの保育ニーズに対応し、共働き家庭の両立支援を進めます。

また、保育所と小学校の連携を強化し、就学前教育の充実に努め、女性が働き続けることが出来るための子育て環境や保育サービスの充実を図ります。

「地域で子育てを支援する環境づくり」の主な施策として、子ども・子育て支援事業計画の推進を図るとともに、定期的に見直しを行うとともに、広報等を活用して、情報提供の充実を図り、子育てに対する村民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

また、イベントを通して、子どもと地域の大人の交流の場を提供し、地域全体で子育てできる環境づくりに努めます。

次に「自立支援施策の展開」の基本の方針ですが、住み慣れた村での生活や、自立・社会参加等を支援するため、障害の有無に関わらず、地域で安心して自分らしく生活できる村づくりを進めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「障害者福祉の充実」として、お互いの人格と個性を尊重し合う社会の実現に向けて、障害者に対する理解を促すため、村民の意識啓発を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが暮らしやすい安心・安全な環境整備に努めます。

また、乳幼児健診の充実により、障害の早期発見に努めるとともに、医療機関等と連携して、早期治療や療育をおこなう体制の整備に努め、障害のある子どもの特性、ニーズに応じた適切な教育の場を確保できるよう、関係機関と連携した支援体制づくりに努めます。

「低所得者対策の推進」の主な施策として、民生委員との連携を強化し、相談窓口や支援体制の強化充実を図ります。

また、福祉事務所等の関係機関と連携して、各種低所得者対策事業を推進し生活保護世帯の自立に向けた支援を強化するとともに、生活保護の適正な運用と実施に努めます。

第5章 知恵と協働の村づくり内「住民参加とコミュニティの活性化」の基本の方針ですが、

地域の課題に対する村民の主体的な活動を支援するとともに、コミュニティ活動の活性化を図り、加えて、様々な分野における女性の参画の機会確保に努めます。

また、わかりやすい行政情報の提供に努め、村づくりへの村民の参画を促します。

そのための主な具体的な施策ですが、「村民との情報共有化と参画の促進」として、

広報やホームページを活用して、よりわかりやすい行政情報の提供強化に努めるとともに、「村長と語る会」の実施など、村長が直接村民と対話できる機会を充実・拡大します。

「村づくり推進体制の充実」の主な施策として、村づくりを推進する人材や団体の育成、相互交流機会の拡充、地域おこしリーダーの研修・養成を支援し、村民と行政の分担と連携による協働の村づくりを進めます。「丹波山村未来会議」等のシンボル的な組織の育成・活用に努めるとともに、多様な主体の参画による活動の活性化を促進します。

また、村民のアイデアによる村づくり活動を支援し、村民主体の村づくりを支援します。

「コミュニティ活動の活性化」の主な施策として、村民のコミュニティ活動の拠点となる公民館などの集会施設について、維持管理に努めるとともに、学校などの公共施設の開放を進め、有効活用を図ります。

また、地域の課題に対する村民の主体的な活動や組織づくりを推進し、地区自治等コミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの拠点となっているコミュニティサロンの見直しを検討します。

「男女共同参画の推進」の主な施策として、各種委員会や審議会などへの女性参画を拡大するととともに、女性の活動組織等の活性化や交流を支援します。

また、女性の就業機会の拡大や雇用への支援を進め、女性の働きやすい環境づくりに努めます。

次に「情報発信と地域交流の推進」の基本の方針ですが、

情報通信技術を活用した積極的な情報発信に努め、丹波山村の認知を高めるとともに、広域連携による周辺市町村や都市とのスポーツ、文化・観光産業など様々な分野での交流を推進し、交流人口の拡大に努め、本村の活性化を図ります。

また、地域交流の推進を図り、視野の広い豊かな人づくりに努めます。

そのための主な具体的な施策ですが、「情報発信の推進」として、医療・福祉など、行政サービスに関する情報を充実させ、誰もがわかりやすいホームページづくりに努めるとともに、観光情報やブログによるイベントや行事等の紹介など、村の魅力発信に努めます。

また、時代の要請に応じた情報発信を計画的に進めていくため、今後モバイル化する情報機器に対応した

総合的な情報発信について検討します。

「国内地域間交流の推進」の主な施策として、豊かな自然環境や里山・伝統文化等の地域資源を活用し、クラインガルテン事業や企業の森づくり等を通して、都市住民との交流を図るとともに、学校や村内の各種団体等を通じた、都市住民との交流やふれあい機会の充実に努めます。

また、小さな村 g 7 サミットによる連携事業の充実を図ります。

「国際交流の推進」の主な施策として、村民の国際性を育み、国際理解を推進するため、学校教育や生涯学習の場において、海外文化を学習する機会の提供に努めるとともに、ホームステイ先の登録など、外国人との交流機会の拡充を検討します。

次に「行政運営の充実」の基本の方針ですが、村政への村民の理解を深め、協働の村づくりを推進

するため、開かれた行政運営に努めます。また、事務の効率化や事業の評価、職員の資質向上等を図ることとともに、広域連携による事業の効果的・効率的運営に努め、住民ニーズに対応した行政サービスの提供をめざします。

そのための主な具体的な施策ですが、「広報・広聴の充実と情報公開の推進」として、

広報やホームページ、CATVなどの活用により、わかりやすい行政情報の提供に努めるとともに、情報公開条例や個人情報保護条例に基づき、職員の資質向上を図りつつ、情報の適切な公開をおこない、村民と一緒にとなった開かれた村づくりを進めます。

また、新庁舎建設を機会とし、文書管理の適正化を図り、行政資料のPDF化やデータベース化など、公文書および一般情報の適切な保存・管理を進めます。

「事務改善の推進と行政組織の活性化」の主な施策として、

本計画や総合戦略など、長期的かつ体系的な方針に基づき、村創りを計画的に推進するとともに、事務事業評価の実施を通じ、効果的かつ効率的な行政運営に努め行政課題に対応した組織・機構の見直しを行います。

「人事管理や職員研修の充実」として、地域課題を的確に捉え、創意工夫を凝らし、課題解決を目指す職員の育成を図るとともに、職員の適性等も踏まえたスキルアップに向け、職場外研修への参加など、研修・セミナーへの参加機会の拡充に努めます。

「住民サービスの向上」として、新庁舎の整備を推進し、行政拠点として、また、村民の交流の場などとして、多様な活用を図り、村民の誰もが利用しやすく、親しみやすい役場づくりを目指します。

指します。

「広域行政の推進」として、

医療や福祉、消防、ごみ処理等について、周辺市町村との広域行政を展開し、住民サービスの向上に努めるとともに、やまなし観光推進機構及び大多摩観光連盟等との連携を強化しながら、広域的な観光ルートの開発や観光キャンペーンの推進による観光資源の活用、イベントの開催等、観光交流面での共同事業を進めます。

次に「適切な財政運営の推進」の基本の方針ですが、厳しさを増す財政状況のなか、経費の節減に努めるとともに、重点的・効果的な事業の実施、財源の確保を図り、財政の健全化を目指します。

そのための主な具体的な施策ですが、「財政運営の健全化」として、中長期的展望に立った財政計画に基づき、重点的・効率的な事業展開、予算編成・執行に

より、財政運営の健全化、安定化に取組むとともに、国・県の各種支援制度や、国の「地方創生推進交付金事業」、各種モデル事業などの情報収集により、財政効率のよい事業推進に努めます。

また、事業の実施においては、柔軟に事務事業の見直しと必要性や効果を検証し、財源の重点的・効果的な運用を進めます。

「経費の節減」の主な施策として、事業の優先度や費用対効果を見極め、経費の重点的かつ効果的な配分を図るとともに、物件費、人件費などの経常経費の節減に努めるとともに、指定管理者制度の導入や民間委託など、アウトソーシングによる民間活力の効果的な活用を検討します。

また、ふるさと納税、企業版ふるさと納税といった制度活用などを通じ、自主財源の確保に努めます。

以上、私の公約となる「丹波山村第5次総合計画」の概要を縷々述べてまいりましたが、村民の皆様と議員各位のご理解、ご協力により、この計画の実現に向けて邁進してまいりますのでよろしくお願ひいたします。